



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) ……………… (環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課) …
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…………… (建設局道路管理部監察指導課) …

告示

● 東京都告示第百三十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和八年一月二十一日	狛江市中和泉四丁目六百一十四及び同番三十五の各一部	延長 二・七一 幅員 四・〇〇
----------------------	------------	---------------------------	--------------------------

● 東京都告示第百三十八号

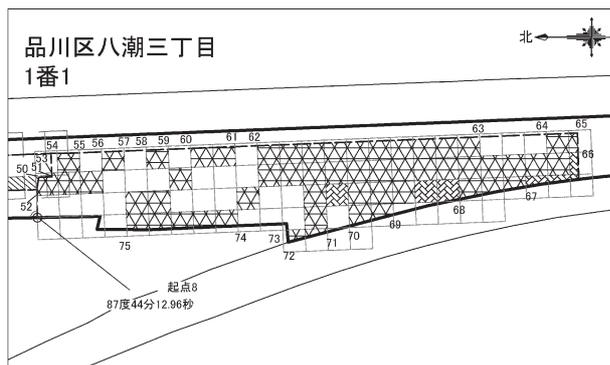
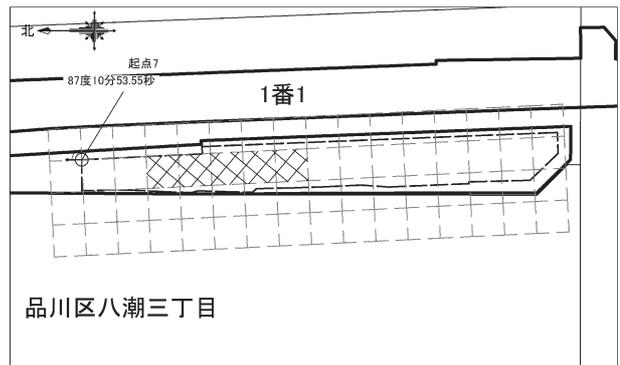
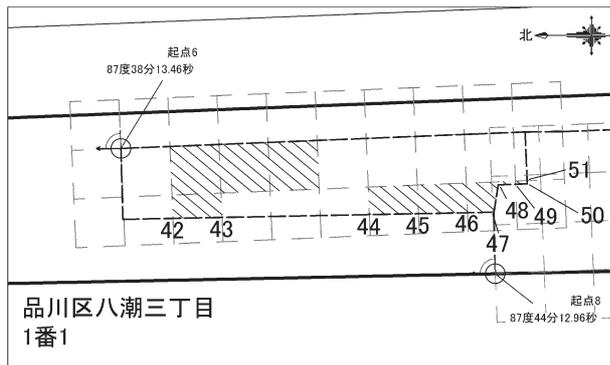
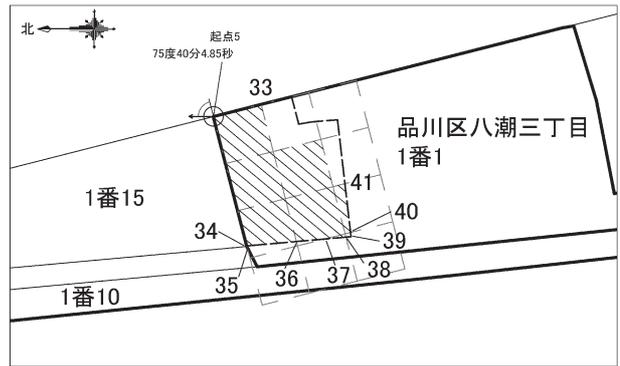
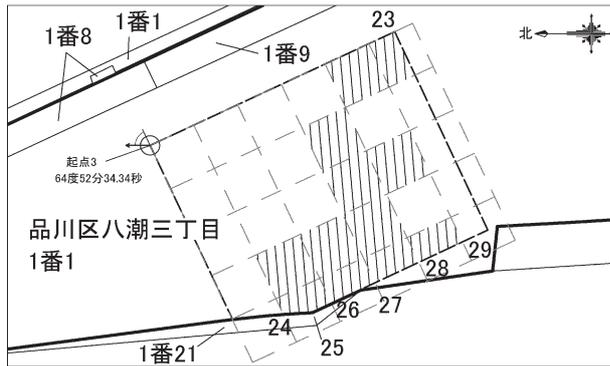
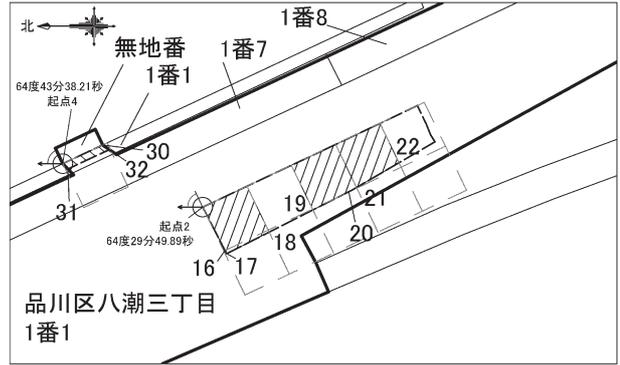
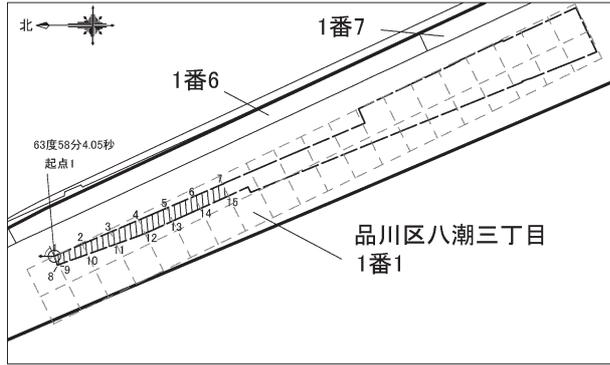
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (品川区八潮三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



<座標データ>

No.	X座標	Y座標	No.	X座標	Y座標	No.	X座標	Y座標
1	-43259.606	-6945.008	26	-43720.033	-6779.680	51	-45242.082	-6467.322
2	-43268.779	-6941.002	27	-43729.077	-6775.414	52	-45235.384	-6476.455
3	-43277.978	-6937.051	28	-43738.121	-6771.147	53	-45242.038	-6466.184
4	-43287.178	-6933.101	29	-43747.166	-6766.881	54	-45244.443	-6457.316
5	-43296.374	-6929.144	30	-43756.210	-6762.614	55	-45254.441	-6457.067
6	-43305.563	-6925.172	31	-43765.254	-6758.347	56	-45264.433	-6456.817
7	-43314.752	-6921.200	32	-43774.298	-6754.080	57	-45274.425	-6456.572
8	-43323.941	-6917.228	33	-43783.342	-6749.813	58	-45284.418	-6455.827
9	-43333.130	-6913.256	34	-43792.386	-6745.546	59	-45294.410	-6455.582
10	-43342.319	-6909.284	35	-43801.430	-6741.279	60	-45304.402	-6455.337
11	-43351.508	-6905.312	36	-43810.474	-6737.012	61	-45314.394	-6455.092
12	-43360.697	-6901.340	37	-43819.518	-6732.745	62	-45324.386	-6454.847
13	-43369.886	-6897.368	38	-43828.562	-6728.478	63	-45334.378	-6454.602
14	-43379.075	-6893.396	39	-43837.606	-6724.211	64	-45344.370	-6454.357
15	-43388.264	-6889.424	40	-43846.650	-6719.944	65	-45354.362	-6454.112
16	-43397.453	-6885.452	41	-43855.694	-6715.677	66	-45364.354	-6453.867
17	-43406.642	-6881.480	42	-43864.738	-6711.410	67	-45374.346	-6453.622
18	-43415.831	-6877.508	43	-43873.782	-6707.143	68	-45384.338	-6453.377
19	-43425.020	-6873.536	44	-43882.826	-6702.876	69	-45394.330	-6453.132
20	-43434.209	-6869.564	45	-43891.870	-6698.609	70	-45404.322	-6452.887
21	-43443.398	-6865.592	46	-43900.914	-6694.342	71	-45414.314	-6452.642
22	-43452.587	-6861.620	47	-43910.000	-6690.075	72	-45424.306	-6452.397
23	-43461.776	-6857.648	48	-43919.086	-6685.808	73	-45434.298	-6452.152
24	-43470.965	-6853.676	49	-43928.172	-6681.541	74	-45444.290	-6451.907
25	-43480.154	-6849.704	50	-43937.258	-6677.274	75	-45454.282	-6451.662

- 凡例**
- 単位区画
 - 調査対象範囲
 - //// 形質変更要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [令和6年東京都告示第220号により指定した区域]
 - //// 形質変更要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [令和6年東京都告示第972号により指定した区域]
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - XXXX 形質変更要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [令和7年東京都告示第655号により指定した区域]
 - XXXX 形質変更要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [令和7年東京都告示第1087号により指定した区域]
 - XXXX 形質変更要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [この告示により指定する区域]

起点は、次の座標とする。
 起点1は、座標値(X=-43259.606 Y=-6945.008)とする。
 起点2は、座標値(X=-43489.571 Y=-6838.301)とする。
 起点3は、座標値(X=-43682.504 Y=-6746.759)とする。
 起点4は、座標値(X=-43461.065 Y=-6829.368)とする。
 起点5は、座標値(X=-44377.535 Y=-6487.153)とする。
 起点6は、座標値(X=-45159.347 Y=-6460.727)とする。
 起点7は、座標値(X=-45892.929 Y=-6449.588)とする。
 起点8は、座標値(X=-45235.587 Y=-6486.455)とする。

格子の回転角度
 起点1は、63度58分4.05秒 起点2は、64度29分49.89秒 起点3は、64度52分34.34秒
 起点4は、64度43分38.21秒 起点5は、75度40分4.85秒 起点6は、87度38分13.46秒
 起点7は、87度10分53.55秒 起点8は、87度44分12.96秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第百三十九号

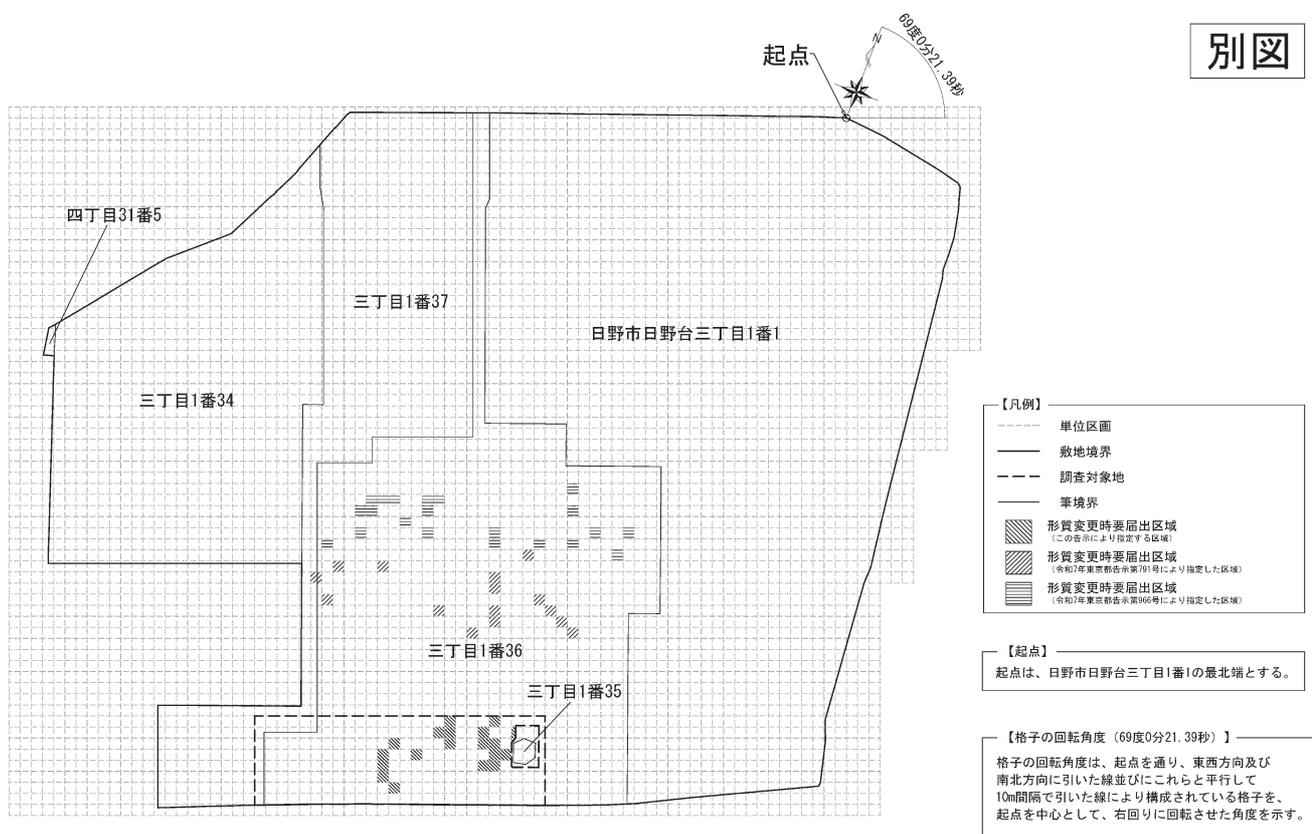
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

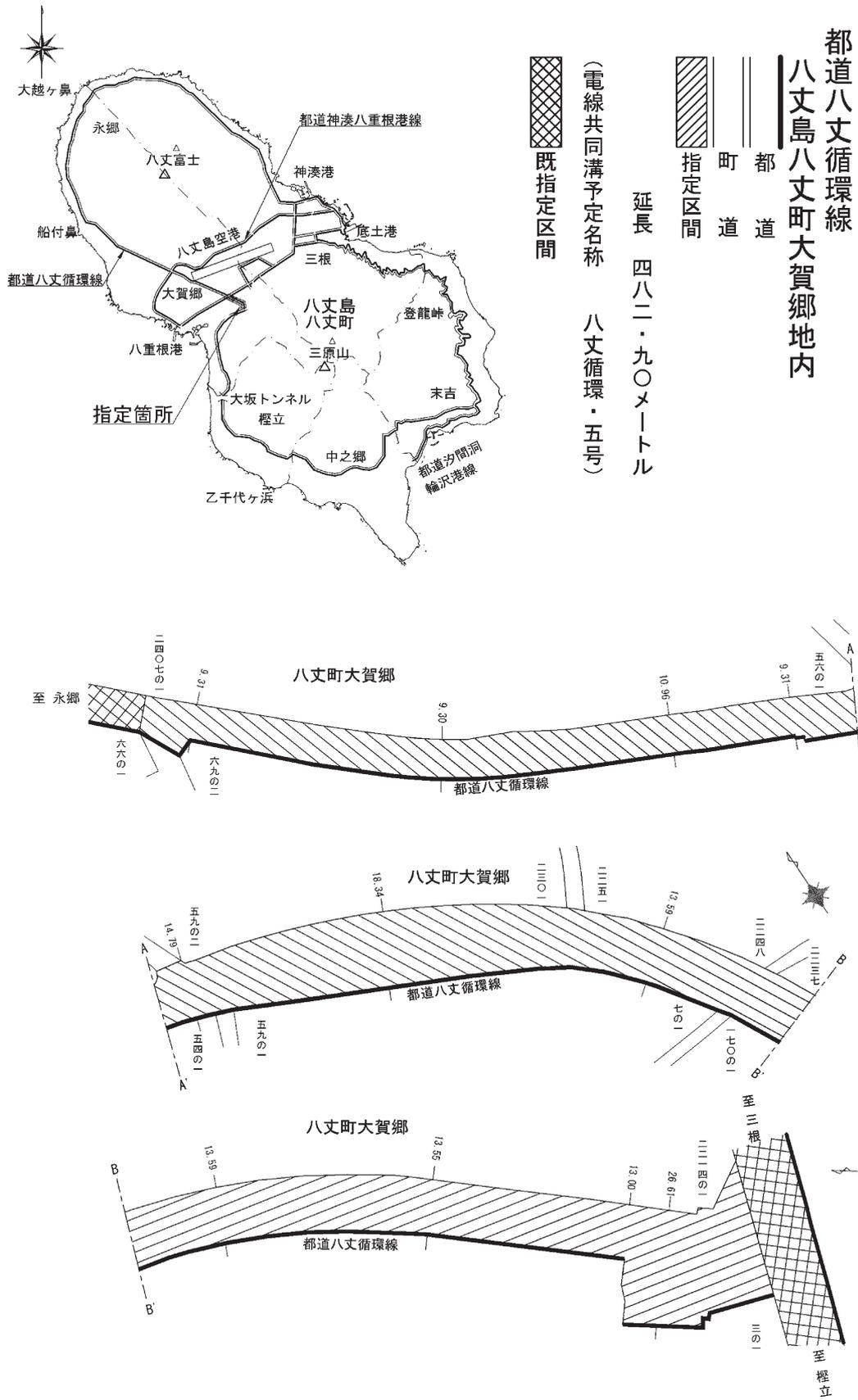
別図



●東京都告示第百四十号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道八丈循環線
八丈島八丈町大賀郷地内



備すべき道路を次のように指定する。
令和八年二月十七日

- 一 路線名 東京都知事 小池百合子
都道八丈循環線
- 二 指定する区間 八丈島八丈町大賀郷二千四百七番一地从前同所三番一地向先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

